

基本計画

第4章

安全・安心のまちづくり

第1節

潤いのある生活環境づくり

- 1 上水道の整備及び維持・管理
- 2 下水道の整備及び維持・管理
- 3 河川・都市排水路の環境整備

第2節

町民の生命と 財産を守るまちづくり

- 1 地域防災対策の推進
- 2 消防・救急体制の充実
- 3 地域医療体制の充実
- 4 交通安全対策の推進
- 5 防犯対策の推進
- 6 消費生活対策の充実

第3節

環境を守り育むまちづくり

- 1 地球環境の保全
- 2 自然環境の保全
- 3 生活環境の向上
- 4 資源循環型社会の形成

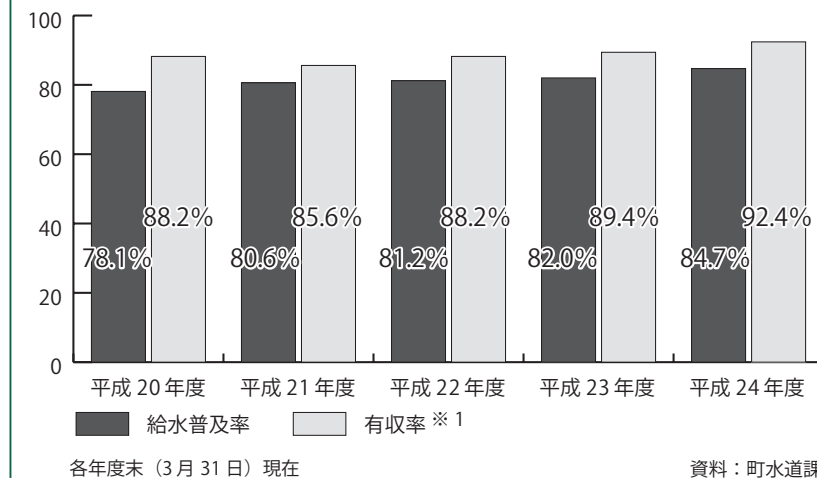
第1節 潤いのある生活環境づくり

1 上水道の整備及び維持・管理

現状と課題

- 本町の上水道事業は、昭和39年度の供用開始以来、市街化区域を中心に配水管の整備及び供給を行ってきました。現在は、第3次拡張事業認可計画（計画給水人口43,400人・一日最大給水量15,700m³）にもとづき、水需要に応じた水道経営を行っています。
- 平成23年度の給水人口は38,786人、一日平均給水量は11,864m³で、水源については、県企業局からの受水と自己地下水による2系統となっております。
- 水道の普及率は、平成23年度末で82.0%となっており、茨城県平均の93%、全国平均の97.6%を大きく下回る結果となっております。
- このため、「阿見町水道施設整備基本計画」にもとづき、配水管整備を積極的に推進することで、未整備地区の解消を図ってきました。今後も、普及率の向上を図るため、計画的な施設整備を図るとともに老朽施設の更新を進めていく必要があります。
- 水道事業経営については、平成22年度より水道料金等徴収業務を全面的に民間に委託したことにより、経費の削減と事務の効率化が図られ、収益に関しても増収傾向にあることから、今後も公営企業として健全で安定した経営の維持に努めていく必要があります。

給水普及率と有収率の推移



目指すまちの姿 町内全域で町民が安全でおいしい水道水を利用しています。

※1：「有収率」とは、年間の配水量に対し、使用料金を賦課することのできた水量の比率のこと。

行政と町民等の役割

行政の役割

- 町内全域への水道管整備と計画的な施設の更新を行います。
- 公営企業として健全で安定した経営を行います。

町民等の役割

- 安全でおいしい水を飲むためには、霞ヶ浦などの水源の水質浄化が重要であるとの認識を持ち、日々の生活において浄化に努めることが期待されます。
- 水道水の安全性に関心を持ち、積極的な水道加入が期待されます。
- 資源としての大切さを理解し、節水を心がけることが期待されます。
- 水道料金については、納期限内に確実に納付することが期待されます。

施策の体系

上水道の整備及び維持・管理

- 1 安全でおいしい水道水の供給
- 2 水道事業の健全経営

個別施策の展開

4111 安全でおいしい水道水の供給 ■ 水道課

展開方針

- 未整備地区の解消に向けた町内全域への水道管整備を推進し、給水普及率の向上を図ります。
- 安全でおいしい水が供給されるよう、計画的な施設の更新と水質確保に努めます。
- 資源としての水の大切さや節水の重要性について、町民にPRします。

主要な事業	・配水管新設事業 ・老朽配水管布設替事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	給水普及率	84.7%	88.3%

成果

町民が安全でおいしい水道水を利用することができます。

4112 水道事業の健全経営 ■ 水道課

展開方針

- 公営企業として健全で安定した経営の維持に努めます。
- 効率的な経営を行うために、広域的な取り組みの検討や、有収率の向上に努めます。

主要な事業	・ 水道料金収納事業		
指標	指標名	現況 (平成 24 年度)	目標 (平成 30 年度)
	上水道料金収納率 (現年度分)	98.8%	99.5%
	有収率	92.4%	92.8%



成果	水道事業が透明かつ健全に経営されています。
----	-----------------------



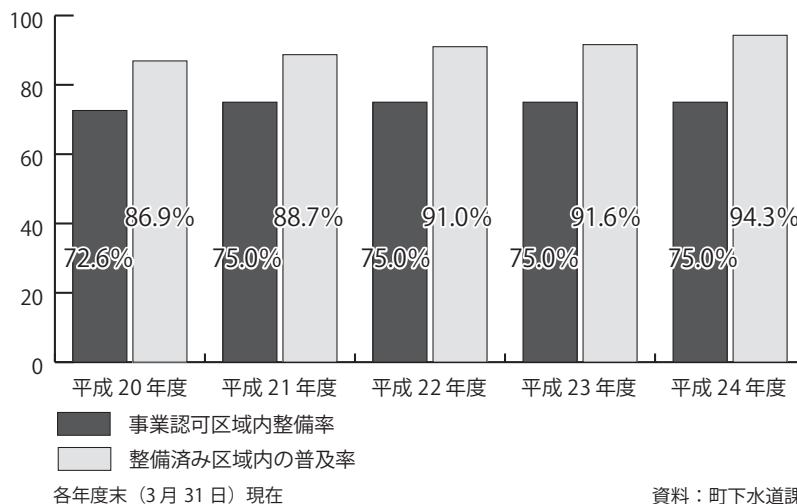
第1節 潤いのある生活環境づくり

2 下水道の整備及び維持・管理

現状と課題

- 下水の適切な処理は、生活環境の改善や河川などの自然環境の保全及び霞ヶ浦の浄化につながることから、下水道整備は重要な都市基盤整備事業であり、早期の事業推進が求められています。
- 本町の公共下水道整備は、昭和54年度に事業認可を受け、昭和59年度に供用を開始し、現在は「県生活排水ベストプラン」、「阿見町公共下水道基本計画」にもとづいて整備を進めています。既成市街地の整備は、ほぼ完了に近い状況となっています。今後は、未整備地区の計画的な整備を進めるとともに既存施設の老朽化や耐震化も含めた適切な維持管理を行うことが必要となります。
- 安定した経営を確立するためには、使用料収納率と接続率の向上を図り、健全な経営を確立していくことが必要です。
- 農業集落排水事業は、農業用排水の水質保全、農村生活環境の改善を図ることを目的とし、平成5年度から事業に取り組み、小池地区、君島大形地区、福田地区、実穀上長地区において供用開始をしています。これらについては、維持管理費用のコスト削減と使用料の収納率や接続率の向上が課題となっています。
- 公共下水道事業や農業集落排水事業以外の地域については、「高度処理型合併処理浄化槽」の普及を補助事業により図ってきました。今後も、森林湖沼環境税の財源を活用して、積極的に普及推進を図るとともに、適正な維持管理の啓発を行うことが必要です。

公共下水道の普及率の推移



目指すまちの姿 公共下水道，農業集落排水，高度処理型合併処理浄化槽などにより，生活排水を適正に処理し，公衆衛生並びに河川・霞ヶ浦の水質が確保されています。

行政と町民等の役割

行政の役割

- 公共下水道の計画的な整備・維持管理を進めます。
- 農業集落排水の効率的な維持管理を進めます。
- 収納対策と接続率の向上を図り、健全な下水道経営を行います。
- 高度処理型合併処理浄化槽の普及と維持管理の啓発を図ります。

町民等の役割

- 公共下水道及び農業集落排水の果たす役割について理解を深め、接続の向上を図ることが期待されます。
- 下水道使用料及び農業集落排水使用料を確実に納付することが期待されます。
- 環境保全活動や河川・霞ヶ浦などの水質浄化について意識向上を図ることが期待されます。
- 高度処理型合併処理浄化槽の設置を進めるとともに、定期的に浄化槽の点検や清掃を行うことが期待されます。

施策の体系

下水道の整備及び維持・管理	1 公共下水道の整備
	2 公共下水道の健全経営
	3 農業集落排水事業の健全経営
	4 高度処理型合併処理浄化槽の普及推進

個別施策の展開

4121 公共下水道の整備 ■ 下水道課

展開方針

- 生活環境の改善や河川・霞ヶ浦の水質改善を実現するため、公共下水道の整備を計画的に推進します。
- 既に整備された下水道を有効活用するため、戸別訪問などの実施により、接続率の向上に取り組みます。

主要な事業	・下水道維持管理事業 ・污水管整備事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	接続率	94.3%	98.9%

成果

公共下水道が整備され、施設の適切な維持管理により、町民が快適な環境で生活しています。

4122 公共下水道の健全経営 ■ 下水道課

展開方針

■安定した経営を確立するため、収納対策の強化と接続率の向上を図ります。

主要な事業	・下水道使用料徴収事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	使用料金収納率	98.1%	99.3%

成果

下水道事業が透明かつ健全に経営されています。

4123 農業集落排水事業の健全経営 ■ 下水道課

展開方針

- 供用開始地区については、積極的に接続の向上を図ります。
- 農業集落排水の使用料などの収納率の向上を図ります。
- 維持管理費の削減に向けた取り組みを進めます。

主要な事業	・小池地区農業集落排水事業, 君島大形地区農業集落排水事業, 福田地区農業集落排水事業, 実穀上長地区農業集落排水事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	接続率	59.7%	90.0%
	使用料金収納率	87.5%	92.5%

成果

農業集落排水施設の適切な維持管理により汚水浄化が進み、農業用排水や公共用水域の水質が保全され、町民が快適な環境で生活しています。

4124 高度処理型合併処理浄化槽の普及推進 ■ 下水道課

展開方針

- 森林湖沼環境税の財源を活用して、高度処理型合併処理浄化槽の設置促進を図るとともに、単独処理浄化槽からの転換を進めます。
- 高度処理型合併処理浄化槽の普及啓発を図ります。

主要な事業	・浄化槽設置補助事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	合併処理浄化槽の人口割合	42.0%	63.7%

成果

高度処理型合併処理浄化槽が普及するとともに、適切に維持管理されています。

第1節 潤いのある生活環境づくり

3 河川・都市排水路の環境整備

現状と課題

- 河川には、雨水などを安全に海に戻す機能や漁業などの生活基盤、動植物の生息地としての機能などがあり、人と深い関係にあります。そのため、複合的な河川環境の整備・保全が重要となります。河川の改修などにあたっては、水辺環境を保ち、河川の親水性を高める観点に配慮する必要があります。
- 本町の河川は、一級河川である花室川、清明川、乙戸川と準用河川である桂川（一部区間は一級）の4河川があります。花室川及び清明川については、すべて改修工事が完了していますが、乙戸川については、未改修区間があることから、管理者である県に対して整備の要望を行っています。
- 桂川は、県管理部分の約400m改修工事が完了し、上流部の町管理部分についても暫定的な改修工事が概ね完了し、今後は一級河川への格上げを要望していきます。
- 都市排水路事業は、浸水被害などを起こした区域を中心に整備を行ってきました。今後も、浸水被害等のおそれがある区域の整備を行うとともに、雨水排水を抑制するための取り組みが必要となります。
- 現在進めている荒川本郷地区の調整池整備事業については、土地利用の動向を考慮し、計画的に整備を進めていく必要があります。

目指すまちの姿 環境にやさしく、町民に親しまれる川としての整備が進み、浸水被害が少ない安全なまちになっています。

行政と町民等の役割

行政の役割

- 親水性豊かな河川となるよう、河川環境の保全に取り組みます。
- 雨水排水の未整備地区における開発行為においては、浸水災害が生じないよう開発業者に対して指導徹底を図ります。
- 浸水被害等を解消するため、都市排水路の整備と維持管理を計画的に進めます。

町民等の役割

- ボランティアによる河川清掃活動などを行うことが期待されます。
- 河川周辺の環境保全に努めることが期待されます。
- 奉仕活動での清掃など、既設排水路の能力が常に発揮できるような取り組みを行うことが期待されます。

施策の体系

河川・都市排水路の環境整備

1 河川環境の保全と整備

2 都市排水路の整備・管理

個別施策の展開

4131 河川環境の保全と整備 ■ 都市施設管理課

展開方針

- 河川の持つ様々な機能が発揮されるよう、未改修区間の整備を国や県に要望します。
- 河川の破損箇所の早期修繕に努め、安全な環境を維持します。
- ボランティア活動型の河川管理を継続していきます。

主要な事業	・ 河川愛護事業		
指標	指標名	現況 (平成 24 年度)	目標 (平成 30 年度)
	河川清掃への参加者数	169 人	184 人

成果

町民が河川に親しみ、自らが管理を行っています。

4132 都市排水路の整備・管理 ■ 下水道課 都市施設管理課

展開方針

- 関係機関との調整を図り、事業が円滑に進められるよう年次計画にもとづいた整備に取り組めます。
- 施設の的確な維持管理を図りながら、浸水被害の抑制に向けた取り組みを行います。

主要な事業	・ 都市排水路整備事業 ・ 都市排水路管理事業		
指標	指標名	現況 (平成 24 年度)	目標 (平成 30 年度)
	都市排水路整備延長	39.0km	44.9km

成果

排水対策が整い、町民が安全な環境で生活しています。

第2節 町民の生命と財産を守るまちづくり

1 地域防災対策の推進

現状と課題

- 平成23年3月に発生した東日本大震災を受け、本町の防災体制における様々な課題が浮き彫りとなりました。地震のみならず、台風、集中豪雨、竜巻等の風水害、原子力災害への対策を含めた防災体制の改善を急ぐ必要があります。
- 東日本大震災の教訓や新たな法令・制度に対応させ、懸念される巨大地震等に備えた「阿見町地域防災計画」の見直しを行いました。また、防災倉庫をすべての一時避難所に配備しました。
- 今後は、食糧等備蓄の充実に努める必要があります。更には、災害発生時における迅速かつ確実な連絡体制の拡充と多様化に努める必要があります。
- 被害の拡大を防ぐためには、国や県、町の対応（公助）だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しい場合も考えられるため、自分の身は自分の努力によって守る（自助）とともに、地域や近隣の人々が、お互いに協力し合いながら防災活動に取り組むこと（共助）が必要となります。
- 町の自主防災組織は、ほとんどの地域で既に結成されています。しかしながら、その活動状況は、地域によって差があるのが現状です。今後は、各行政区への活動支援を進める必要があります。
- 災害時における円滑な復旧を目指し、民間機関との応援協定を締結しています。今後も継続して民間事業者や他自治体との連携に取り組む必要があります。

目指すまちの姿 「町民」「事業所」「町」がそれぞれの責務と役割を果たし、町民の生命と財産が守られています。

行政と町民等の役割

行政の役割

- 地域防災計画の見直しを状況に応じて随時行います。
- 災害時に必要な食糧を始めとする備蓄品等の整備を図ります。
- 災害発生時における情報を町民へ迅速かつ確実に届けるための防災通信システムの整備を図ります。
- 自主防災組織の支援・強化等の育成を図ります。
- 町民の防災意識向上のために、防災意識、知識の普及・啓発を図ります。
- 災害時に迅速な応急対策や支援を得られる体制を確保するため、様々な団体との災害時応援協定締結を推進します。

町民等の役割

- 災害発生から3日間程度は困らないような災害物資の備蓄をすることが期待されます。
- 自宅の耐震化や家具の転倒防止など、地震が発生した際の被害を最小限にするための対策を各家庭で行うことが期待されます。
- 避難路や避難場所、災害時の連絡方法などを日頃から各家庭で確認しておくことが期待されます。
- 町や地域の防災訓練に参加し、防災意識を高めることが期待されます。
- 自分たちのまちは自分たちで守るという意識を持つことが期待されます。

施策の体系

地域防災対策の推進

- 1 地域防災力の向上
- 2 防災機能の強化
- 3 災害時応援協定の締結

個別施策の展開

4211 地域防災力の向上 ■ 交通防災課

展開方針

- 地域防災計画の周知徹底を図ります。
- 総合防災訓練の内容や方法等を見直し、より実践的で町民が主体となる防災訓練を実施します。
- 地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織の活動に対する支援に努めます。
- 防災啓発の広報や防災教育の充実などにより町民の防災意識、知識の普及・啓発を図ります。

主要な事業	・地域防災事業 ・自主防災組織育成事業 ・放射能対策事業		
	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
指標	自主防災組織の訓練実施率	23%	46%
	自主防災組織の結成率	98.4%	100%

成果

災害時の被害を最小限にするため、町民が地域防災に取り組んでいます。

4212 防災機能の強化 ■ 交通防災課

展開方針

- 災害情報や避難情報等を迅速かつ的確に伝達できるように、複数の情報伝達体制を確立します。
- 災害発生時に必要な防災資機材や備蓄食糧の充実を図ります。

主要な事業	・ 防災行政無線整備事業 ・ 防災備蓄整備事業		
指標	指標名	現況 (平成 24 年度)	目標 (平成 30 年度)
	防災備蓄確保量	18,000 食	22,000 食
	同報系防災無線整備率	0%	100%



成果

災害時に町民が落ち着いて行動ができるための準備が整っています。

4213 災害時応援協定の締結 ■ 交通防災課

展開方針

- 災害発生時の迅速な応急対策や支援が得られる体制を確保するために、民間機関や他自治体との災害時応援協定の締結を推進します。
- 平時にあっても定期的な連絡等を行い、情報を交換することにより行政の資質向上・防災体制の強化を図っていきます。

主要な事業	・ 地域防災事業		
指標	指標名	現況 (平成 24 年度)	目標 (平成 30 年度)
	民間事業者との協定締結数	20 件	30 件
	他自治体との協定締結数【1272 の再掲】	0 件	2 件



成果

民間事業者や他自治体の協力により、災害発生時の応急対策がされています。

第2節 町民の生命と財産を守るまちづくり

2 消防・救急体制の充実

現状と課題

- 近年、社会環境等の変化により災害や事故は複雑多様化しており、本町では「消防力の整備指針」にもとづき、消防力の基準を高めることを目標に、消防・救急体制の充実・強化に努めてきました。
- 常備消防力の充足率は75%と計画的に車両等の整備がされていますが、あらゆる災害に的確に対応できる職員を育成するため、専門教育機関での更なるスキルアップを図ることも重要です。
- 非常備消防である消防団は、災害時において消防本部とともに対応にあたることとなりますが、近年の社会状況に伴い団員数の減少が課題となっています。引き続き、消防団員確保のための施策を講じるとともに、団員の教育訓練の強化や活動時における団員の安全を確保できる装備の充実を図る必要があります。
- また、火災予防については、住宅用火災警報器の設置及び維持管理の普及推進などにより、町民の予防消防に対する意識の高揚を図り、事業所には防火対象物及び危険物施設の立入検査を計画的に実施し、安全管理を促すことにより、火災等の災害を未然に防止することが重要となっております。
- 救急業務においては、最新の救急医療に対応し適切な救急搬送により救命率の向上を目指すため、救急救命士の病院実習や教育プログラムを通して医学的知識と技能の維持を図るとともに、年々増加する搬送件数に対応するため、救急車の適正利用を促進していくことが強く求められています。
- 更に、小規模消防本部では、首都直下型などの大地震や大型竜巻、その他の大災害が懸念されるなか、出動体制、保有する車両・資器材等に限界があり、また、予防・救助など専門要員の確保や組織管理、財政運営面での厳しさが課題となっています。地域住民の身体・生命・財産を守り、更なる安心・安全を確保するため、広域化により消防・救急体制の一層の充実・強化を図る必要があります。

救急出場件数の推移

(単位：件)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
火災	14	9	11	16	10
自然災害	0	0	0	1	0
水難	1	0	0	0	0
交通	230	219	195	217	231
労働災害	14	13	12	18	19
運動競技	9	9	15	11	8
一般負傷	184	161	182	215	249
加害	11	16	19	11	7
自損行為	8	27	32	23	21
急病	990	969	1,083	1,213	1,064
その他	96	118	110	149	131
合計	1,557	1,541	1,659	1,874	1,740

資料：町消防本部消防年報

■ 消防力の状況（消防署）

区分	数量	
消防署	消防署数（箇所）	1
	消防職員（人）	64
	ポンプ車（台）	3
	化学車（台）	1
	小型動力ポンプ付水槽車（台）	1
	はしご車（台）	1
	高規格救急車（台）	3
	救助用ボート（艘）	1
	救助工作車（台）	1

資料：町消防本部消防年報
平成24年度消防施設整備計画実態調査 総括表

■ 消防力の状況（消防団・水利・無線）

区分	数量	
消防団	分団数（団）	15
	団員数（人）	346
	消防ポンプ自動車（台）	15
水利	消防水利（箇所）	526
無線	基地局及び固定局（箇所）	1
	移動局（台） （車載型15台 / 携帯型17台）	32

資料：町消防本部消防年報
平成24年度消防施設整備計画実態調査 総括表

目指すまちの姿 消防体制及び救急救護体制が一層充実し、
町民の生命と財産が守られています。

行政と町民等の役割

行政の役割

- 消防施設の整備を進め、常備消防の充実を図ります。
- 非常備消防の強化を図るため、消防団への支援を行うとともに、消防団員確保を図るため、町民に対する啓発を行います。
- 町民への防火意識の啓発や事業所への立入検査・指導を通じ、予防消防を推進します。
- 適切な救急搬送サービスの提供と町民の自主救護能力の向上を図ります。
- 市町村消防の広域化を実現し、消防体制の充実を図ります。

町民等の役割

- 「自分たちの地域と自らの命は、自分たちで守る」を前提に出火の防止、初期消火に努めることが期待されます。
- 消防団に積極的に加入することが期待されます。
- 地域全体の防火意識が高まるよう、町防災訓練や自治会などの消防訓練に積極的に参加することが期待されます。
- 救急救命講座などを積極的に受講することが期待されます。
- 救急業務の目的を理解し、救急車を適正に利用することが期待されます。
- 民間の患者搬送事業は、軽症患者の搬送の一翼を担うことが期待されます。

施策の体系

消防・救急体制の充実	1 常備消防体制の充実
	2 非常備消防体制の充実
	3 予防消防の充実
	4 救急体制の充実
	5 消防の広域化

個別施策の展開

4221 常備消防体制の充実 ■ 消防本部 消防署

展開方針

- 消防車両の計画的な更新を実施します。
- 消防水利の整備を推進します。
- 火災の未然防止を図るため、出火防止、初期消火のできる自主防災組織、企業、学校などの教育訓練を実施します。

主要な事業	・ 消防救急無線デジタル化整備事業 ・ 消防機械力整備事業 ・ 消防水利整備事業		
指標	指標名	現況 (平成 24 年度)	目標 (平成 30 年度)
	消防車両の充足率	75%	75%
	消防水利の充足率	62.8%	75%



成果 消防力が高まり、迅速かつ的確な火災対応ができています。

4222 非常備消防体制の充実 ■ 消防本部

展開方針

- 消防団への入団促進の広報・啓発運動などを実施し、消防団員の確保を進めます。
- 消防団員教育訓練の充実や団員の士気の高揚に努め、非常備消防力の向上に努めます。
- 消防車両の操作性の向上、震災に対応できる装備、関係機関と連携できる通信ネットワークの整備を進めます。

主要な事業	・ 非常備消防事業 ・ 消防団員教育訓練事業		
指標	指標名	現況 (平成 24 年度)	目標 (平成 30 年度)
	消防団員充足率	85.0%	90.0%



成果 地域に密着した災害活動を行うことにより、町民の安全を確保し、町民主体の消防体制が確立されています。

4223 予防消防の充実 ■ 消防本部

展開方針

- 防火対象物・危険物施設の立入検査により違反是正を指導し、火災等の災害防止に努めます。
- ホームページ、広報紙、町行事、自治会等の消防訓練などを通じ住宅用火災警報器の設置推進及び設置対策に努めます。

主要な事業	・ 予防査察事業 ・ 火災予防啓発事業		
指標	指標名	現況 (平成 24 年度)	目標 (平成 30 年度)
	立入検査回数	213 件	250 件



成果 町民が予防消防の重要性を認識し、防火に努めています。

4224 救急体制の充実 ■ 消防本部 消防署

展開方針

- 小中学生 (概ね 10 歳以上) を対象に授業 2 時限分のコースを追加し、小中学校で応急手当の重要性や技術を学習する機会を設けます。
- 継続的に救急救命士を養成し、救急自動車には救急救命士 1 名以上が常時搭乗できる体制を確保します。
- 広報などで救急車の適正利用を働きかけます。

主要な事業	・ 応急手当普及啓発事業 ・ 救急搬送事業		
指標	指標名	現況 (平成 24 年度)	目標 (平成 30 年度)
	「救命入門コース」の導入	3 校	11 校
	救急救命士の計画的な養成	12 人	15 人



成果 町民が緊急時に適切な救急搬送サービスを受けています。また、町民の自主救護能力が向上しています。

4225 消防の広域化 ■ 消防本部

展開方針

- 関係機関との調整に努め、平成 27 年度に消防の広域化を図ります。

主要な事業	・ 消防広域化推進事業		
指標	指標名	現況 (平成 24 年度)	目標 (平成 30 年度)
	稲敷地方広域市町村圏事務組合との消防広域化	—	達成



成果 周辺都市と連携した広域消防が実現しています。

第2節 町民の生命と財産を守るまちづくり

3 地域医療体制の充実

現状と課題

- 町内には、総合病院である学校法人東京医科大学茨城医療センターやリハビリ専門病院である茨城県立医療大学附属病院のほか、病院及び診療所などが開業し、恵まれた医療環境にある町です。この恵まれた医療資源を活用し、引き続き町民の安心につながる体制が必要とされます。
- 初期救急医療体制として、地域医師会との連携を図り休日在宅当番医制などの医療体制の充実・強化に努めています。
- 二次救急医療体制は入院治療を必要とする重傷救急患者に対応するための医療で、地域内の病院が輪番制方式により実施しています。町は土浦・阿見地域に属し、土浦協同病院^{※1}・霞ヶ浦医療センター^{※2}・学校法人東京医科大学茨城医療センターの3病院が輪番制の協力医療機関となっています。輪番制地域の市町村・総合病院との協議会等により、地域の医療関係者等の協力の下に医療機関が機能分担し、切れ目なく医療を提供する体制を確保しています。
- 日頃から、病歴や健康状態を把握し健康相談も行う「かかりつけ医」・「かかりつけ歯科医」を持つことが町民自身の健康管理においては大切です。妊婦や乳幼児については「かかりつけ医」が決まっていますが、健康な町民は「かかりつけ医」が決まっていない場合が多いようです。健康状態が良好なうちから、受診しやすい「かかりつけ医」を選択できるよう、情報の提供を行う必要があります。
- 子供を大切に育てたいという保護者の意識の高まりとともに専門医志向、病院志向の傾向が強まっています。特に休日・夜間においては、小児救急外来を設けている病院に患者が集中して、その救急患者の多くを軽症者が占める傾向にあります。医療機関の適正利用の観点から、子供の急病時の対処方法等の普及啓発を保護者に対して行う必要があります。

目指すまちの姿 恵まれた医療環境を生かし、
医療体制の充実したまちになっています。

※1：正式名称は、茨城県厚生農業協同組合連合会総合病院土浦協同病院
※2：正式名称は、独立行政法人国立病院機構霞ヶ浦医療センター

行政と町民等の役割

行政の役割

- 町民が安心して医療を受けることができるような体制づくりを行います。
- 救急医療のニーズに応えられるように、体制を強化していきます。
- 町内医療機関に乳幼児健診等への人的支援を要望し、質の高い保健医療サービスを提供します。
- かかりつけ医師・歯科医師の必要性について普及啓発します。
- 町内の医療機関について、ホームページ等で情報提供を行います。

町民等の役割

- 医療機関は、より質の高い医療を提供していくことが期待されます。
- 日頃から病歴や健康状態を把握し健康相談も行う「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」を持つことが期待されます。
- 本当に必要な時に救急医療を利用することが求められます。

施策の体系

地域医療体制の充実

- 1 地域医療体制の充実
- 2 救急医療体制の充実

個別施策の展開

4231 地域医療体制の充実 ■ 健康づくり課

展開方針

- 医療機関・医師会等と連絡した地域医療ネットワークを活用し、円滑な医療体制の確保に努めます。
- 茨城県立医療大学との連携協力に関する協定書を活用し、町の健康づくりなどにおいて技術的・人的支援を要望していきます。
- 乳幼児健診事業への小児科医の派遣など人的支援について、学校法人東京医科大学茨城医療センターとの連携を維持強化します。

主要な事業	・地域医療体制推進事業 ・大学研究機関等連携事業 ・緊急医療体制推進事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	乳幼児健診等への医師等派遣数	48人	48人
	茨城県立医療大学との連携事業数	3件	4件

成果

病院及び診療所などとの連携により、町民が一層充実した医療サービスを受けることができています。

4232 救急医療体制の充実 ■ 健康づくり課

展開方針

■町民がいつでも必要な医療を受けられるよう、医療機関との連携を密にし、休日や夜間にも対応できる救急医療体制を維持強化していきます。

主要な事業	・緊急医療体制推進事業 ・地域医療体制推進事業		
	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
指標	病院群輪番制実施日数	365日/年	365日/年
	小児輪番制実施日数	349日/年	362日/年



成果

町民誰もが、必要な時に休日や夜間の救急医療を受けることができます。



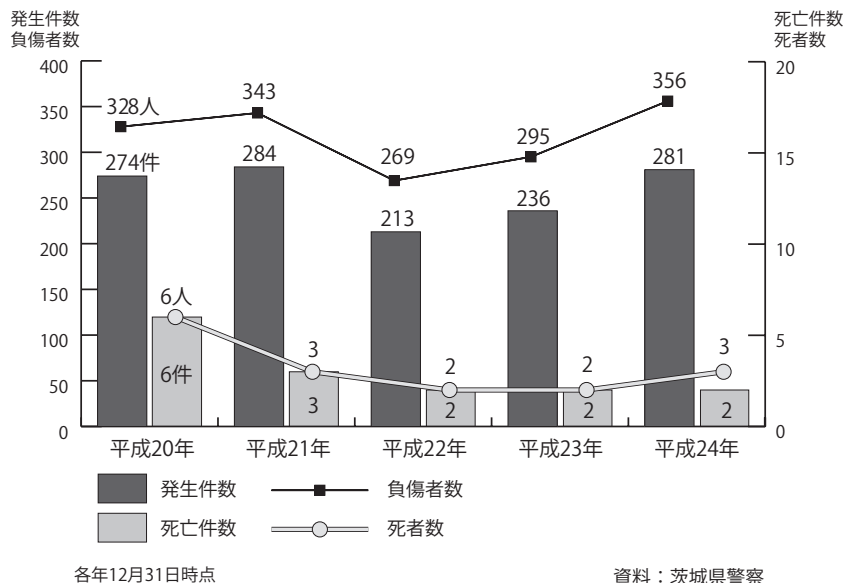
第2節 町民の生命と財産を守るまちづくり

4 交通安全対策の推進

現状と課題

- 本町は、常磐自動車道や首都圏中央連絡自動車道など広域的な交通輸送条件が拡大しつつあり、「あみプレミアム・アウトレット」の集客効果を生かし、町が有する自然資源や歴史・文化資源を活用することにより、町外からの観光・交流人口の拡大が期待されているところです。しかしながら、交通量の増大は、交通事故の増加につながることを懸念されます。
- 交通事故の防止は、町民の誰もが安心して生活できる交通社会を構築するため、町民が一体となって取り組まなければならない緊急かつ重要な課題です。人命尊重の理念のもとに、交通安全対策を一層強力に推進していく必要があります。
- 超高齢社会を迎え、高齢者が事故を起こさないようにするための対策を強化することが必要です。また、高齢者のみならず子供も含めた町民が、安全かつ安心して外出や移動のできる交通社会の形成が必要です。このためにも通学路や歩道等を始めとする歩行空間の整備を積極的に推進する必要があります。更には、地域における生活に密着した交通安全活動、交通安全思想の普及、交通安全教育を充実させることも重要です。
- 交通安全対策の推進にあたっては、行政、学校、家庭、職場、団体、企業等が役割分担しながらその連携を強化し、推進していくことが必要です。更に、地域の安全性を総合的に高めていくためには、交通安全対策を防犯や防災とあわせて一体的に推進していく必要があります。

交通事故発生の推移（発生件数・死者数・負傷者数）



目指すまちの姿 交通事故のない安全・安心なまちになっています。

行政と町民等の役割

行政の役割

- 交通安全意識の啓発や、関係機関・地域との連携による交通安全の取り組み等、交通安全対策を進めます。
- 交通事故を未然に防ぐための交通安全施設の充実を図ります。

町民等の役割

- 交通ルールとマナーを遵守し、交通安全に取り組むことが期待されます。
- 警察，安全協会，町が開催する交通安全教室・セミナーなどへの積極的な参加・協力が期待されます。
- 安全運転を心がけることが期待されます。
- 町内で危険箇所や安全施設などの破損などをみつけたら，通報することが期待されます。

施策の体系

交通安全対策の推進

1 交通安全対策の充実

2 交通安全施設の充実

個別施策の展開

4241 交通安全対策の充実 ■ 交通防災課

展開方針

- 交通安全教化員による交通安全教室を実施し，保育所，幼稚園，学校などにおいて交通安全への意識啓発を行います。
- 交通安全キャンペーン，街頭立哨など交通安全活動において警察，安全協会等との連携を強化し，交通安全対策に取り組みます。
- 関係団体との連携を強化することにより，県民交通災害共済の全世帯への周知と加入促進に取り組みます。
- 交通事故発生件数などデータを示すことや，事故の削減目標などを設定することにより，現状をわかりやすく町民に周知します。

主要な事業	・交通安全対策事業 ・県民交通災害共済加入促進事業		
	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
指標	交通安全教室の参加者 ^{※1} 数	3,300人	10,000人
	交通安全教室開催数	14回	100回

成果

町民が交通安全に関する高い意識を持ち，安心して生活しています。

※1：交通安全教室の参加者数には，児童生徒のほか，高齢者を含む一般の方々を含む。

4242 交通安全施設の充実 ■ 交通防災課

展開方針

- 警察署との連携を強化し、危険な交差点における信号機の早期設置に取り組みます。
- 道路パトロールを強化し、危険箇所や安全施設などの破損箇所の早期発見、早期改善に取り組みます。
- 行政・学校・地域等が合同で通学路点検を行い、危険箇所等の改善に取り組みます。
- ゾーン30^{※2}の指定箇所が拡充されるよう警察と協議していきます。

主要な事業	・交通安全施設整備事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	信号機設置数(累計)	100基	110基
	ゾーン30の指定箇所数(累計)	1箇所	3箇所



成果	交通事故を未然に防ぐ環境となっています。
----	----------------------



※2:「ゾーン30」とは、生活道路における歩行者等の安全対策を目的として、区域を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図り、歩行者の安全を確保するための生活道路対策のことをいう。

第2節 町民の生命と財産を守るまちづくり

5 防犯対策の推進

現状と課題

- 地域の安全は地域が守るとの考えのもとに、警察、町民、行政などが一体となって安全確保に向けた取り組みを行うことが重要となります。また、町民一人ひとりが犯罪を防止する意識を高め、犯罪のおこりにくい環境づくりに努める必要があります。
- 本町における刑法犯総数は平成24年で616件であり、県内順位としては31番目となっておりますが、前年と比較して37件増えている状況であり、引き続き防犯対策を強化していく必要があります。
- 安全な地域づくりのための環境整備という観点から、夜間における安全対策として防犯灯を設置し、適切に管理していく必要があります。
- また、近年問題となっている空き家については、管理不全な状態となることの防止及び解消を促していく必要があります。本町における空き家は、約280棟あり、屋根瓦が落下しそうなものや草木が繁茂しているもの等、既に管理不全な状態となっているものが少なくありません。平成25年度に制定された「阿見町空き家等の適正管理に関する条例」にもとづき、空き家管理の適正化を図る必要があります。
- 更に、見通しの良い住宅周辺環境の確保など、不審者を寄せつけないまち並みづくりを進めるとともに犯罪発生情報や防犯情報を共有し、町民一人ひとりが身近な防犯対策を進めることが重要となります。
- 地域の安全確保のため、防犯ボランティア団体の活動を支援し、より一層の活発化、防犯意識の高い地域コミュニティづくりを推進していく必要があります。また、青色防犯パトロール受講者を増やすとともに、パトロールを強化する必要があります。

刑法犯認知件数の推移

(単位：件)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
刑法犯総数	715	686	566	579	616
千人あたり犯罪率	14.93	14.36	11.80	12.08	12.92

資料：茨城県警察 阿見町交通防災課防犯統計

目指すまちの姿 犯罪のない安全・安心なまちになっています。

行政と町民等の役割

行政の役割

- 町民への防犯意識の啓発や地域防犯活動への指導・相談など、地域における防犯活動を支援します。
- 防犯灯の設置や防犯情報の提供など、安全な地域づくりのための環境整備を進めます。
- 「阿見町空き家等の適正管理に関する条例」にもとづき、管理不全な空き家の所有者(管理者)等に対し適正管理を促します。

町民等の役割

- 地域の安全は地域が守るとの考えのもとに警察、町民、行政などが一体となって安全確保に向けて取り組むことが期待されます。
- 防犯パトロール、登下校時の見守り、声かけ運動など、地域ぐるみで防犯活動を展開することが期待されます。
- 防犯組織のメンバーは、研修会などに積極的に参加することが期待されます。
- 地域において、防犯意識の共有化や、防犯に対する意識高揚を図ることが期待されます。

施策の体系

防犯対策の推進	1 防犯意識の普及啓発等による防犯体制の強化
	2 安全な地域づくりのための環境整備

個別施策の展開

4251 防犯意識の普及啓発等による防犯体制の強化 ■ 交通防災課

展開方針

- 地域への自主防犯パトロール隊設置を促進し、警察、町民、行政などが一体となって安全確保に向けて取り組みます。
- 地域住民の防犯意識の高揚と自主的な防犯活動を推進するため、情報提供を行います。
- 防犯活動団体の活動事例や防犯パトロールの効果を広報などで周知し、地域防犯への意識啓発を行います。
- 青色防犯パトロール車によるパトロールを強化し、防犯体制の推進を図り、防犯パトロールを充実させます。

主要な事業	・防犯対策事業 ・地域防犯活動支援事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	防犯活動支援団体件数	35件	50件
	青色防犯パトロールの回数	96回	140回

成果

町民が自主的に防犯活動を実施し、安全に生活しています。

■ 4252 安全な地域づくりのための環境整備 ■ 交通防災課

展開方針

- 地域住民の防犯意識の高揚と自主的な防犯活動を推進するため、物的支援を行います。
- 防犯灯設置について適正化を図り、夜間における安全安心の確保、犯罪抑止に努めます。また、維持管理費軽減、環境負荷軽減のためLED化を進めます。
- 管理不全となっている空き家について、危険な状態なもの、近隣住民に迷惑がかかるようなものについて適正管理の指導を行っていきます。

主要な事業	・ 防犯灯補助事業 ・ 空き家対策事業		
指標	指標名	現況 (平成 24 年度)	目標 (平成 30 年度)
	LED防犯灯数	653 灯	5,000 灯
	管理不全な空き家の数	280 棟	110 棟



成果

防犯灯の整備や空き家対策などにより、犯罪の起きにくいまちになっています。



第2節 町民の生命と財産を守るまちづくり

6 消費生活対策の充実

現状と課題

- 高度化・複雑化している消費生活相談に対応するため、消費生活センターを設置し、消費者の安全・安心な消費生活が送れるよう相談体制の充実強化に努めてきました。
- 近年は送りつけ商法、振り込め詐欺、ワンクリック請求など高齢者や若者を狙った事件が多発しているとともに、パソコンやスマートフォンなどの普及に伴い、インターネットに関するトラブルの相談などが増えています。
- 引き続き関係機関と連携を図りながら相談体制の充実に努めるとともに、消費者の自立を支援するために消費者教育を強化し、町民の安全な消費生活の推進を図る必要があります。
- また、一人ひとりの消費者が協力し合い情報を共有することで賢い消費者となり、被害の未然防止を図る必要があります。

目指すまちの姿 高齢者を始め、すべての町民は消費者としての権利が守られ、安全・安心な消費生活を送っています。

行政と町民等の役割

行政の役割

- 町民意識の向上、消費トラブルの予防に向け、情報提供とともに、消費生活センターの有効活用を図ります。

町民等の役割

- 安全・安心な消費生活が常に送れるよう、注意喚起など地域で協力し合い意識を高めることが望まれます。
- 消費生活に関する情報を積極的に収集し、また、啓発講座などを通じ正確な情報を見抜く力を身につけることが望まれます。

施策の体系

消費生活対策の充実

1 安全な消費生活の推進

個別施策の展開

4261 安全な消費生活の推進 ■ 商工観光課

展開方針

- 広報紙やホームページなどを活用し、消費生活センターの相談窓口や出前講座などについて広く周知を図っていきます。
- パンフレットやチラシなどを配布し、消費生活に関する最新情報の迅速な提供に努めます。
- 消費生活センターの相談体制を充実するとともに、消費者リーダーと連携し、相互に情報を共有することにより、広範囲で安全・安心な消費生活を構築します。

主要な事業	・消費行政推進事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	消費者向け研修会参加者数	521人	700人

成果 町民が安心して消費生活を送っています。



第3節 環境を守り育むまちづくり

1 地球環境の保全

現状と課題

- 地球温暖化による異常気象や生態系への影響など、地球規模での環境問題が深刻化しています。また、世界規模で温室効果ガスの排出量削減に向けた取り組みが進められており、本町も世界の一員として地球環境への貢献を更に進める必要があります。
- 「阿見町環境基本計画」を平成22年度に策定したことに伴い、これまで個別に実施していた地球環境の保全、自然環境の保全、生活環境の向上、資源循環型社会の形成等の取り組みについて、総合的に推進する必要があります。
- 「阿見町地球温暖化対策実行計画」は、平成26年度から平成30年度までを第3期として策定します。また、町施設は、平成25年度に環境マネジメントシステムとして茨城エコ事業所に登録を行ったことから一層の温室効果ガスの排出量削減に取り組む必要があります。
- 太陽光発電などのクリーンで再生可能なエネルギーの推進、省エネルギー・4R^{*1}という行動意識による資源循環型社会の形成など、時代の要請にあわせた環境施策の推進に関しては、町は行政として率先し、積極的に取り組むとともに、一般家庭・事業所への支援を進める必要があります。

目指すまちの姿 町民・行政がそれぞれの役割を認識し、責任を持って積極的な地球環境保全活動に取り組んでいます。

行政と町民等の役割

行政の役割

- 「第3期阿見町地球温暖化対策実行計画」と町施設の茨城エコ事業所としての取り組みにより、率先して環境活動を実践します。
- 国、県、近隣市町村からの情報を素早く発信し、町民の自発的活動を支援します。
- 国、県、近隣市町村との情報交換を密にし、連携した環境保全対策に取り組めます。
- 再生可能エネルギーの活用を促すため町民への支援策の充実を図ります。
- エコ団体の活動を支援します。

町民等の役割

- 町民、町内企業などは、環境問題の重要性を理解し、環境保全活動に積極的に参画するとともに、行政と協力し、一体となって環境保全に取り組むことが期待されます。
- マイカー利用の自粛やエコカー利用、環境家計簿の活用など、町民一人ひとりが環境に配慮したライフスタイルを取り入れることが期待されます。
- 自らリーダーとなって環境保全活動を実践し、町全体に広げることが期待されます。
- 公害の発生、または発生のおそれがある場合には、速やかに町、県に連絡することが期待されます。
- 再生可能エネルギーの重要性を理解し、利用・促進に努めます。

*1:「4R」とは、減量(Reduce)、再使用(Reuse)、再資源化(Recycle)、拒む(Refuse)の4つの頭文字Rをとった造語。

施策の体系

地球環境の保全

1 地球環境保全の推進

個別施策の展開

4311 地球環境保全の推進 ■ 環境政策課

展開方針

- 再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 環境基本計画にもとづき、環境にやさしいまちづくりを推進するための施策を実行します。
- エコカー導入や省エネ等、行政が率先して地球環境を守る取り組みを行います。
- 町民に対し環境保全に関する意識啓発や情報発信を行います。
- 町民の環境保全活動を支援します。
- 児童・生徒への環境教育を推進します。

主要な事業	・環境基本計画推進事業 ・地球温暖化対策事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	町内公共施設における温室効果ガス排出量	3,404t-CO ₂	3,233t-CO ₂

成果

町民や行政が役割を認識し、責任を持って積極的な地球環境保全に取り組んでいます。



第3節 環境を守り育むまちづくり

2 自然環境の保全

現状と課題

- 町の自然環境の現状を調査する「阿見町環境保全基本調査」が町民有志により行われました。その結果、私たちの身近にも野草、野鳥、昆虫などの多種多様な生物、また谷津田、里山に代表される特徴的な地形など、たくさんの自然が存在することがわかりました。私たちには、自然と暮らしの共生・共存に向けて努力し、この豊かな阿見の自然を次の世代に引き継ぐ義務があると言えます。
- 当町では、平地林が広範囲に存在していますが、荒廃した森林も多く見受けられます。これは、木材価格の長期低迷や森林管理者の減少傾向及び高齢化の進行により、適正な管理が困難になっていることが要因であると思われる。
- 森林の荒廃は景観を損ねるほか、通行の支障や森林火災の発生等、防犯防災上も好ましくありません。また、生物多様性へ及ぼす影響も考えられることから、自然環境の悪化は否めません。よって、今後も荒廃した森林が存在することになれば、必要以上の森林伐採が進む可能性もあり、貴重な平地林の減少が懸念されるとともに森林の公益的機能が損なわれることになるため、良好な自然環境の喪失が懸念されます。
- 農業者の減少及び高齢化により、農地及び水路等の農村資源の保全管理活動、景観形成などの農村環境の保全活動が停滞しつつあります。このような事態は農業生産基盤の機能低下と耕作放棄地の増加につながるため、農作業の効率低下や農作物への悪影響が懸念されます。
- 日本第2位の面積を持つ霞ヶ浦は、町民の憩いの場となる水辺空間、動植物の生息・生育地、流域の洪水防止機能、上水道や農業用水の水源、漁業における産業の場、遊覧船や釣りなどの観光やレジャーの場など、その役割・機能は多岐にわたっており、本町にとって貴重な財産と言えます。かつては美しかった霞ヶ浦も産業活動や人口増加に伴う排水などの影響で汚濁が進み、様々な水質浄化対策を推進しているものの、状況はあまり改善されていませんでした。しかし、霞ヶ浦水質保全条例が施行され、生活系、産業系の排出を規制したことにより、霞ヶ浦の水質は改善されつつあります。
- 森林湖沼環境税導入によりその財源を利用して、公共水域の水質改善対策が始まったことで、更に水質改善が図られています。しかし、「泳げる霞ヶ浦」の実現は、条例などの規制強化だけでは困難であり、法令の遵守を促すとともに、霞ヶ浦周辺の住民、企業、行政が一体となって霞ヶ浦水質浄化運動の推進に取り組むことが重要です。
- 霞ヶ浦の浄化を進めるためには、流入河川の水質保全対策を強化することも必要です。そのためには、町民の河川への関心呼び戻し、町民一人ひとりが、生活排水や産業排水が河川の水質汚濁を招き、それが霞ヶ浦の現状につながっているという認識を持つことが重要です。「阿見町家庭排水浄化推進協議会」による生活排水の浄化啓発も引き続き推進していく必要があります。
- 霞ヶ浦は、豊かな自然環境と美しい景観を有しています。茨城県や沿岸市町村と連携して、魚類を中心とした動植物の生息・育成地として、周辺の自然環境と一体となった生態系の維持を図っていくとともに、本町の観光スポットとして、安らげる空間を提供することが必要です。

■ 清明川の水質の推移（COD・全窒素・全リン） （単位：mg/ℓ）

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
COD ^{※1}	5.7	5.9	5.1	5.7
全窒素 ^{※2}	2.1	2.2	2.3	2
全リン ^{※3}	0.13	0.11	0.14	0.092

測定地点：勝橋 各年度平均値

資料：茨城県環境白書平成24年度版
茨城県霞ヶ浦環境科学センター

■ 霞ヶ浦の水質の推移（COD・全窒素・全リン）

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
COD (mg/ℓ)	8.7	9.5	8.7	8.2
全窒素 (mg/ℓ)	1.3	1.1	1.3	1.2
全リン (mg/ℓ)	0.12	0.10	0.10	0.08

測定地点：西浦（掛馬沖，玉造沖，湖心，麻生沖），
北浦（釜谷沖，神宮橋）

常陸利根川（外浪逆浦，息栖） 各年度平均値

資料：茨城県環境白書平成24年度版
茨城県霞ヶ浦環境科学センター

目指すまちの姿 恵まれた自然環境を次世代へ継承するため、
町民、地域及びボランティア組織等が霞ヶ浦や、平地林、
農業生産基盤の保全に取り組んでいます。

- ※1：「COD（化学的酸素要求量）」とは、河川水などの汚れの度合いを示す指標のひとつ。水中の有機物等を酸化剤で酸化する時に消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したものをいう。この値が高ければ湖沼等の富栄養化が進んでいるということになり、水質汚濁の指標として用いられる。
- ※2：「全窒素」とは、水中に含まれるすべての窒素化合物のことをいう。有機態窒素は有機物のなかに含まれている窒素で、人間や動植物の生活に起因するタンパク質、アミノ酸、尿素、核酸等のほかにも、製薬、食品、石油、化学工業等の工場排水に含まれる無数の含窒素有機化合物がある。無機態窒素植物の栄養素として直接的に利用される。値が高いほど富栄養化が進んでいることを示す。
- ※3：「全リン」とは、水中に含まれるリン化合物全体のことをいう。有機態リン、無機態リンのそれぞれが溶解性と粒子性に区別される。溶解性のものは富栄養化現象の直接的な原因物質になる。粒子性のものは藻類に利用されず沈殿するが、富栄養化が進んで底層水が嫌気化すると、溶出してきて富栄養化を促進する。

行政と町民等の役割

行政の役割

- 森林や平地林の保全・整備を推進します。
- 霞ヶ浦の現状の周知と浄化意識の啓発を図り、町民の浄化活動を支援します。
- 流入河川の定期的な水質検査を実施することにより、迅速かつ正確に現状を把握します。
- 国、県や霞ヶ浦問題協議会などと連携し、町民に対して迅速な情報発信を行います。
- 広報紙やホームページにより霞ヶ浦のCOD値や、事業成果など最新の情報を公表します。
- 森林や農業生産基盤の保全及び再生活動に取り組む町民や組織に対し、支援を行います。
- 森林や農業生産基盤の保全及び再生活動に対する補助事業等の広報活動を充実させる取り組みを行います。
- 自然環境の保全団体を支援します。
- 谷津田、里山の保全を図ります。
- 多様な生物の保全を図ります。

町民等の役割

- 森林所有者は、森林の持つ機能を理解し、自己所有の森林を責任管理できるよう努めることが期待されます。
- 清掃や植樹など、森林保全のボランティア活動に参加することが期待されます。
- 霞ヶ浦の現状(汚れの実態)を正しく認識することが期待されます。
- 自分たちの排出している雑排水は、下水～河川～霞ヶ浦に続いており、町営水道は霞ヶ浦が原水である認識をし、食用廃油は流さず回収するなど生活排水に気を配ることが期待されます。
- 霞ヶ浦浄化対策10ヶ条を実施することが期待されます。
- 町で行う霞ヶ浦清掃大作戦、関係団体が主催する霞ヶ浦浄化事業、河川の清掃ボランティア活動などに参加することが期待されます。
- NPO法人の活動や町民団体の活動など、自主的な活動へ行動の範囲を広げることが期待されます。
- 霞ヶ浦導水事業の推進に協力することが期待されます。
- 家庭排水浄化推進協議会の活動だけに留まらず、地球温暖化防止推進員の活動など他の環境団体とも連携をとって、活動範囲を広げることで、お互いの事業効果が期待されます。
- 地域を流れる河川に関心を持ち、生息する動植物を大切にすることが期待されます。
- 農業生産基盤の保管理について、農業者と地域が連携した取り組みを期待します。

霞ヶ浦浄化対策10か条

- ① 台所には、目の細かいストレーナーや三角コーナーを設置しましょう
- ② 天ぷらなどの油は、使い切るか、新聞紙などにしみ込ませたり固化剤で固めたりして、ごみとして出しましょう(使用済み天ぷら油の回収事業を実施している行政区では、回収事業にご協力ください)
- ③ なべや皿の汚れは、ゴムベラで落とすか、紙でふいてから、少量の洗剤で洗いましょう。アクリルたわしなど、洗剤の使用が少しですむ台所用品も活用しましょう
- ④ 台所の調理くず等は、コンポストなどで堆肥にして使うようにしましょう。コンポスト設置への町補助金制度もご利用ください
- ⑤ お風呂の残り湯は洗濯や掃除等に有効に使いましょう
- ⑥ 水路や側溝などを定期的に清掃しましょう
- ⑦ 川や湖にごみを捨てないようにしましょう
- ⑧ 庭木や草花、菜園などへの肥料や農薬は使い過ぎないようにしましょう
- ⑨ 下水道への接続、または高度処理型浄化槽を設置しましょう
- ⑩ 浄化槽は定期的に点検し、清掃・検査をしましょう

施策の体系

自然環境の保全	1 豊かな森林の保全
	2 農村環境の保全
	3 霞ヶ浦の保全
	4 河川の水質保全
	5 霞ヶ浦の水辺の整備・再生

個別施策の展開

4321 豊かな森林の保全 ■ 農業振興課 都市計画課

展開方針

- 森林の公益的機能の維持・増進のために行う取り組みに対しては、事業の拡大を図るため、県補助金等の積極的な活用に努めます。
- 森林等の保全・整備については、「阿見町森林整備計画」等の適切な運用に努めます。
- 主要幹線道路沿いの森林については、景観などを考慮し、緑の基金などを有効に活用し整備を推進します。
- 町民の健康づくりの場、野外教育の場としてふれあいの森の維持・保全に取り組みます。
- 各種団体のネットワーク化を図り、町全体で連携して森林保全に取り組む体制をつくります。
- 現状の緑地状況の把握と今後の緑地化計画の作成・周知を行うために、大学・NPO法人などと連携に取り組む体制をつくります。

主要な事業	・平地林保全整備・造林推進事業 ・ふれあいの森管理事業 ・景観形成事業 ・町民の森指定奨励事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	身近なみどり ^{※1} 整備面積(累計)	115ha	150ha
	造林面積	2ha/年	4ha/年

成果

豊かな森林を次世代に継承できるように、適切な管理や維持・保全が図られています。

※1:「身近なみどり」とは、「身近なみどり整備推進事業」が行われる平地林、里山、山林を指す。この事業は県税である「森林湖沼環境税」を活用し、荒廃した山林等を手入れするものをいう。

4322 農村環境の保全 ■ 農業振興課

展開方針

- 農業生産基盤の保全管理活動及び農村環境の保全活動に取り組む活動組織に対して支援します。
- 農業生産基盤の長寿命化に取り組む活動組織に対して支援します。
- 農村環境の保全につながる活動の普及と啓発に努めます。

主要な事業	・ 農地・水保全管理支払交付金		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	共同活動支援交付金対象面積【3313の再掲】	280ha	340ha



成果

農地や水路などが保全され、美しい農村景観のなかで農業が営まれています。

4323 霞ヶ浦の保全 ■ 環境政策課

展開方針

- 町民に対し、霞ヶ浦を身近に感じられる機会を増やし、霞ヶ浦の現状(汚れの実態)を理解してもらうとともに、浄化意識の啓発を図ります。
- 教育委員会と連携を図り、児童生徒へ情報を提供し関心を高めます。
- 霞ヶ浦導水事業の早期実現を県と連携して国に働きかけます。
- 県や国また近隣市町村との情報の共有を図り、連携した取り組みを行います。
- 霞ヶ浦浄化推進活動を行うボランティア団体の育成・支援を図ります。

主要な事業	・ 霞ヶ浦水質保全事業 ・ 霞ヶ浦浄化啓発事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	霞ヶ浦の水質検査のCOD	7.8mg/ℓ	6.5mg/ℓ



成果

霞ヶ浦の水質が改善されています。

4324 河川の水質保全 ■ 環境政策課 下水道課

展開方針

- 「阿見町家庭排水浄化推進協議会」を中心として、町民と一体となって霞ヶ浦流入河川の浄化に取り組みます。
- 国、県と連携し、霞ヶ浦流入河川の水質浄化に取り組みます。
- 公共下水道、農業集落排水の整備促進や高度処理型合併浄化槽の普及など、霞ヶ浦問題協議会の一員として積極的に取り組みます。

主要な事業	・河川水質検査事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	河川の水質検査のCOD	5.6mg/ℓ	4.0mg/ℓ



成果

霞ヶ浦流入河川の水質がきれいな状態に保たれています。

4325 霞ヶ浦の水辺の整備・再生 ■ 道路公園整備課 商工観光課 環境政策課

展開方針

- 町民に親しまれる水辺空間の再生整備を図ります。
- 国や県との連携を図り、霞ヶ浦の豊かな水系生植物の保全・再生に努めます。
- 国や県との連携を図り、サイクリングロード・島津小公園・桜堤等の整備を図るとともに、周辺市町村と連携し、霞ヶ浦周辺の観光資源を結びつけた周辺観光ルートを策定し、新たな観光場所になるよう整備します。

主要な事業	・環境基本計画推進事業 ・サイクリングロード整備事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	霞ヶ浦湖岸の桜の本数【3331の再掲】	24本	70本



成果

水辺空間が、観光・レジャー等の憩いの場として活用されています。

第3節 環境を守り育むまちづくり

3 生活環境の向上

現状と課題

- 環境美化については、不法投棄、ごみのポイ捨て、空地の雑草の繁茂、野焼き等の身近な生活環境におけるモラルの欠如や管理の不徹底が課題となっています。特に、土地所有者の高齢化、所有者の住所が遠隔地等により、管理が行き届かない事例が増えています。
- 首都圏中央連絡自動車道の開通により都心からのアクセスが向上したことから不法投棄・違法残土の増加が懸念され、今まで以上の監視・指導を強化する必要があります。このためには、町、県、地域住民及び関係機関が一体となった体制を構築し、発生を抑止と早期発見・早期解決を図ることが大切です。
- 大気汚染、騒音、振動、悪臭などについては発生の防止に努めるとともに、発生した場合には早期の解消に取り組むことが必要です。また、法令などの遵守を促すために、広く町民や企業等に対する啓発を行うことが必要です。
- 町には工場が多数立地することから、産業活動による公害対策が重要となります。騒音、振動については、町全域が法または県条例の規制対象となっており、それぞれ基準値が決められています。地下水については、上水道未整備地区において、井戸水を採水し水質を調査しています。工業団地内企業については、町と公害防止協定を締結し、騒音や排水などについて必要な項目の定期的な検査と報告を求め公害の発生防止に努めています。
- 騒音、悪臭、ほこり、ごみ等という近隣トラブルの問題があります。町は原因者に対する指導により是正を図っていますが、かつては、近所に迷惑をかけてはいけないという配慮から発生しなかった事例や近所同士の話し合いにより解決されていた事例が多く見受けられます。このうち、ペットの飼養放棄、ふん、鳴き声などの問題に対しては、町と町民が連携して実践することを明記した「阿見町動物の愛護及び管理に関する条例」を定め、平成25年4月から施行しています。

公害の苦情受理件数の推移

(単位：件)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
大気汚染	1	2	2	2	2
水質汚濁	0	0	1	1	1
土壌汚染	0	0	0	0	0
騒音	1	7	4	3	4
振動	0	1	0	1	0
地盤沈下	0	0	0	0	0
悪臭	2	4	1	3	6
廃棄物等	0	3	3	4	0
合計	4	17	11	14	13

資料：茨城県統計年鑑 茨城県環境対策課

目指すまちの姿 町内に住む人，町内で仕事をする人，町内に来る人，様々な人たちが他人に迷惑をかけないという規範意識や責任感を持ち，また，近隣の共助による地域社会の育成により，お互いに暮らしやすいまちづくりに取り組んでいます。

行政と町民等の役割

行政の役割

- 不法投棄やごみのポイ捨てを防ぐための，意識啓発や監視・指導・連絡体制の整備を図ります。
- 町内クリーン作戦の実施や，各行政区で実施するミニクリーン作戦の支援を行い，町民団体との連携を図ります。
- 不法投棄及び不法な残土処理等の対策に取り組めます。
- 空地の雑草や樹木の適正管理を呼びかけるとともに，環境美化条例の周知徹底を図ります。
- 公害防止のための意識啓発や監視・指導を行います。
- 人と動物の調和がとれた共生社会実現への施策を実施します。

町民等の役割

- 不法投棄未然防止のため，早期発見・早期対応に協力することが期待されます。
- 環境美化のボランティア活動等にも積極的に参加することが期待されます。
- 霞ヶ浦や河川のレジャー等による利用者に対し，ごみのポイ捨てをしないよう，マナーを喚起することが期待されます。
- お互いに暮らしやすくするため，地域コミュニティの育成や近所同士の良好な人間関係の育成に努めます。
- ペットは関係法令の規定を守り，終生飼養に努め，みだりに繁殖しないための措置を講じます。
- 動物の生態，習性等を理解した飼養，周辺環境に配慮した飼養に努めます。

施策の体系

生活環境の向上

- 1 環境美化の推進
- 2 動物愛護の普及啓発
- 3 環境対策の推進

個別施策の展開

4331 環境美化の推進 ■ 環境政策課 廃棄物対策課

展開方針

- 不法投棄未然防止のため、環境保全監視員によるパトロールを定期的を実施し、監視を強化します。あわせて、地域の環境美化推進員による不法投棄の連絡体制を確立し、監視体制の充実を図ります。
- 県や警察との連携を強化して、不法投棄の早期発見と解決に取り組みます。
- 放置された雑草や、野焼き、雑排水など生活環境に影響を与える事項について把握し、対応に努めます。

主要な事業	・環境美化事業 ・不法投棄対策事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	空地の雑草の苦情件数	255件	100件
	不法投棄パトロールで回収したごみのポイ捨て等	29.9トン	25トン

成果

ごみのポイ捨てや不法投棄がなく、きれいな環境のなかで町民が生活しています。

4332 動物愛護の普及啓発 ■ 環境政策課

展開方針

- ペットの飼い主のモラル向上とマナーの徹底を図るための取り組みを推進します。
- 飼い犬の登録や毎年の狂犬病予防注射の実施について、町民への啓発と指導に取り組みます。

主要な事業	・動物愛護事業 ・狂犬病予防事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	町に保護された犬・猫の数	22匹	10匹
	道路上の犬・猫死体処理数	145匹	80匹

成果

ペットは、家族の一員として大切に飼われています。

4333 環境対策の推進 ■ 環境政策課

展開方針

- 公害の発生を未然に防ぐため、継続的な監視、指導、意識啓発に努めます。
- 公害発生情報の収集に努め、発生源に対しては、指導の強化を図ります。
- 放射能や放射線量に関する正確な情報を町民に公表します。

主要な事業	・公害対策事業 ・放射能対策事業		
指標	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
	騒音・振動・悪臭などの苦情件数	13件	6件



成果

町民が公害の被害を受けず、健康に生活しています。



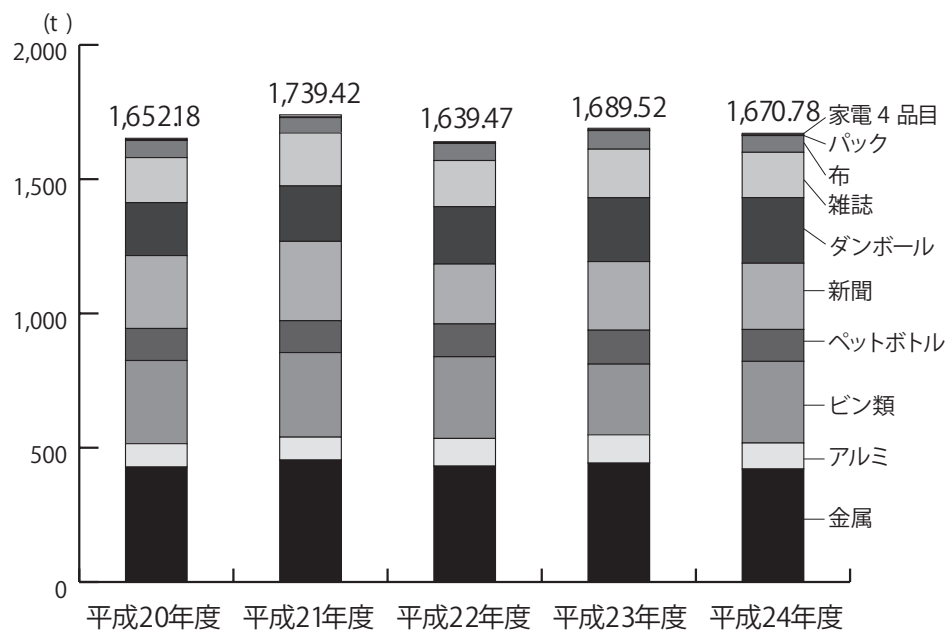
第3節 環境を守り育むまちづくり

4 資源循環型社会の形成

現状と課題

- 資源循環型社会の形成を推進するにあたっては、経済社会における「もの」の流れ、製品が消費者に渡った後の蓄積、廃棄物となった後の処理及び処分などが重要です。これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会を見直し、天然資源の消費抑制を始め、環境負荷の低減を図ることが必要となります。このための取り組みにおいて、町民、事業者、行政による協働体制が求められます。
- 町ではステーション方式^{※1}による分別収集の定着が進んでいます。更に、分別収集の徹底を図るために、広報活動の強化、資源物を回収しやすい制度の整備、ごみの減量化及びリサイクルに対する意識啓発を進める必要があります。
- 平成25年4月から「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行されました。これを受け町では、小型電子機器等の再資源化に関する計画の策定に取り組み、希少資源の抽出・ごみの再資源化の促進を図る必要があります。
- ごみ処理については、焼却施設である霞クリーンセンター、最終処分場となるさくらクリーンセンターを町独自で保有しています。両施設共に老朽化が課題となっていることから、効率的な施設運営、適正な維持管理、中期運営計画にもとづく補修とともに、町民による適切なおごみの出し方が求められます。特に霞クリーンセンターについては、稼動開始から16年が経過したことから、施設機能診断（機器等の余寿命診断）を実施し、その結果を踏まえ、広域化を視野に入れた今後の方向性を検討していく必要があります。

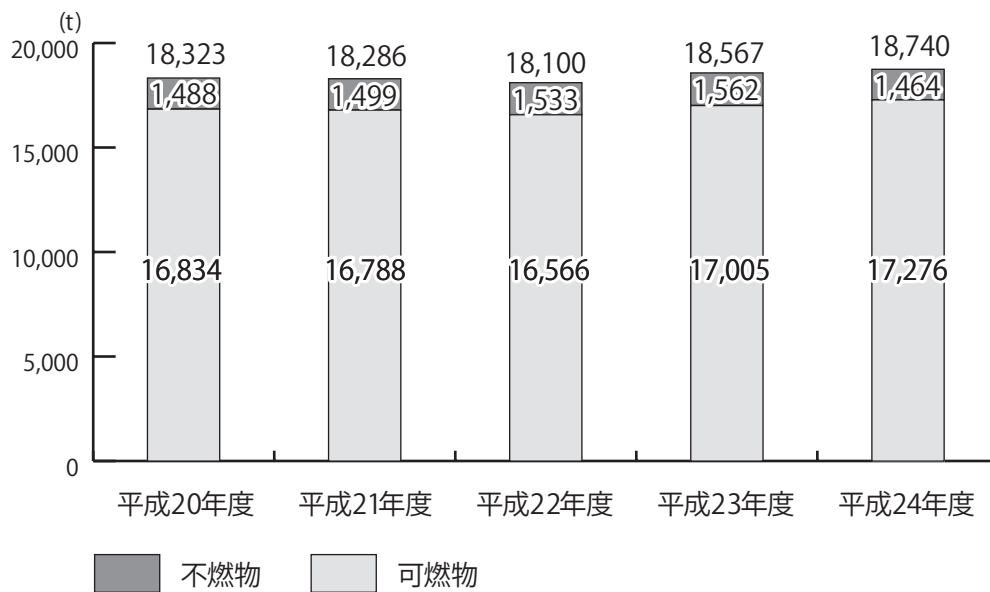
資源ごみの回収状況の推移



資料：町廃棄物対策課 年度別霞クリーンセンター塵芥収集等及び処理状況

※1：「ステーション方式」とは、地域の方々が特定の回収拠点（ごみ集積所）にごみを出す方式のこと。

■ 霞クリーンセンターごみ収集状況の推移



※それぞれの項目は四捨五入をしているため、総量とは一致しない。

資料：町廃棄物対策課 年度別霞クリーンセンター塵芥収集等及び処理状況

目指すまちの姿 町民と行政が一体となり、ごみの発生抑制と再利用・再資源化などに努め、資源循環型社会を形成しています。

行政と町民等の役割

行政の役割

- ごみの分別、減量化、再資源化を推進するための意識啓発や収集方法の工夫を行います。
- 給食センターの残菜の再利用を推進します。
- 霞クリーンセンター及びさくらクリーンセンターの適正な運営・維持管理に努めます。
- ごみ処理の広域化、バイオマス設備等の資源循環型設備の設置について検討します。

町民等の役割

- 町民一人ひとりが、ごみを出さない工夫やごみの分別の徹底を心がけることが期待されます。
- マイバッグを持参し、レジ袋削減に協力します。
- ごみ処理施設の負担軽減のため、リサイクルへの取り組みや排出量の削減が期待されます。
- ごみを出す場合は、水切りを徹底します。
- 行政区及び子ども会等でのリサイクル活動を積極的に実施するなど、ごみ削減に向けた自主的な活動を地域で展開することが期待されます。

施策の体系

資源循環型社会の形成

1 ごみの減量化・リサイクルの推進

2 ごみ処理施設の適正な運営・維持管理

個別施策の展開

4341 ごみの減量化・リサイクルの推進 ■ 廃棄物対策課

展開方針

- ごみの有料化や効果的収集方法など、ごみの減量化につながるごみ収集方策を見直します。
- 4R(リデュース, リユース, リサイクル, リフューズ)の意識啓発やごみの分別方法の普及を図ります。
- 子供たちが、ごみ減量化の必要性や分別方法などについて学ぶことができる機会の拡充に努めます。

主要な事業	・ごみ減量化対策事業		
	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
指標	ごみの資源化率	12.0%	20%
	ごみの総量	19,463t	18,000t



成果 ごみの再資源化等による、ごみの減量化が図られています。

4342 ごみ処理施設の適正な運営・維持管理 ■ 廃棄物対策課

展開方針

- 施設の計画的な維持補修を行い、適正な運営と長寿命化を図ります。
- ごみ処理の広域化について、調査・検討します。

主要な事業	・施設維持管理事業		
	指標名	現況(平成24年度)	目標(平成30年度)
指標	排出ガスなどの排出基準達成率	100%	100%
	中期運営計画にもとづく維持補修工事の進行率	31.4%	100%



成果 ごみの処理が適正に行われています。